

令和8年4月採用

檜葉町任期付職員採用試験要項

受付期間 令和7年11月4日（火）から12月22日（月）まで

1 試験職種、採用予定人員及び職務内容

任用期間は、採用される日（令和8年4月1日予定）から3年とします。ただし、採用された日から5年以内の範囲で任期を更新することがあります。

試験職種	採用予定人員	職務内容
行政職	若干名	行政事務に従事します

2 受験資格

次表の試験職種に応じた受験資格を満たす者。

試験職種	受験資格
行政職	昭和50年4月2日以降に生まれた者 5年以上の民間企業等における職務経験を有する者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 拘禁刑(禁錮)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

(1) 第1次試験

書類選考（申込時に提出された提出書類（履歴書等）による選考を行います。）

事務適性検査

※令和8年1月中に合否について発表します。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接による試験を行います。

4 試験の期日、場所

区 分	試 験 日 時	試 験 職 種	試 験 会 場
第 1 次試験	書類選考 申し込み後 事務適性検査 令和 8 年 1 月上旬頃	行政職	檜葉町役場 福島県双葉郡檜葉町大字北田 字鐘突堂 5 番地の 6 電話 0240-25-2111 ※詳細については、受験者に 別途通知します。
第 2 次試験	個別面接 令和 8 年 1 月下旬頃		

5 給与

初任給は本町の条例等に基づき、学歴、職歴等により調整の上決定されますが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。（給与月額は、60 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日以後、7 割水準の月額になりますので、予めご了承ください。）

※参考

学歴区分	初任給	備考
大学卒	2 2 4, 6 0 0 円	初任給は、左欄の額に学歴、職歴等の状況を加味し、調整の上決定します。
短大卒	2 0 7, 9 0 0 円	
高校卒	1 9 1, 3 0 0 円	

【例】

学歴区分	民間企業の職務経験を 10 年 有する場合の初任給
大学卒	2 6 2, 3 0 0 円
短大卒	2 5 1, 2 0 0 円
高校卒	2 3 6, 8 0 0 円

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、檜葉町役場で交付します。

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「行政職職員採用試験申込請求」と朱書し、140 円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角型 2 号）を必ず同封して檜葉町役場まで送付してください。

(2) 提出書類

試験職種	提出書類
行政職	① 申込用紙（様式指定） ② 履歴書（市販のもので可） ③ 資格・免許要件を証明する書類

(3) 申込の方法

① 上記の提出書類に必要事項を記入の上、檜葉町役場総務課に提出してください。
申込書を郵送する場合は、110 円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に「檜葉町任期付職員（行政職）職員採用試験申込」と朱書し、レターパックプラス若しくは簡易書留にて送付してください。

② 受験票を受領したときは、最近 6 ヶ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦 6 c m × 横 4.5 c m）1 枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。

（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。）

(4) 受付期間

令和 7 年 11 月 4 日（火）から令和 7 年 12 月 22 日（月）まで（執務時間中に限りま
す。）。

ただし、郵便による申込書提出の場合は、令和 7 年 12 月 22 日（月）までの消印の
あるものに限り受け付けます。

7 お問い合わせ先

〒979-0696

福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5 番地の 6

檜葉町総務課行政係 Tel 0240-25-2111（代表）